

乳製品の動物検疫対応について

動物検疫所

わが国への家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期すとともに、わが国畜産物の輸出促進に向け、国際基準や諸外国と同等の水準の検疫体制を構築するため、平成29年11月1日から、これまで動物検疫の対象であった「生乳」に加え、新たに乳製品が動物検疫の対象となりました。

今後、乳製品の輸出機会が増加することから、改めて、制度をお知らせします。なお、検疫手続などご不明な点があれば、問合せ窓口にお問い合わせください。

検疫対象品目

脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳、乳を主要原料とする物

- ・HSコード(0401～0406, 3502.20, 3502.90, 2309.10, 2309.90)で分類
- ・携帯品(別送品含む)、個人消費等10キログラム以下のもの等は対象外



検疫手続

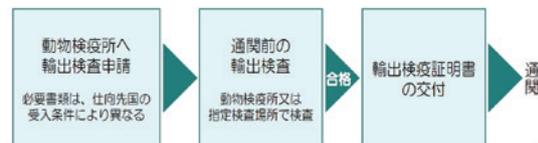
動物検疫所における輸入検査について

対象乳製品を輸入する場合、動物検疫所の輸入検査を受ける必要があります。
※家畜伝染病予防法施行規則で指定された港・空港に輸入する必要があります。



動物検疫所における輸出検査について

対象乳製品を輸出する場合、動物検疫所の輸出検査を受ける必要があります。
※輸出検査申請に先立ち、仕向先国の受入条件を確認してください。



昨年の輸出実績

品目	件数(件)	重量(kg)
チーズ	227	436,135
バター	55	3,774
その他*	353	1,094,505
総計	635	1,534,414

* 粉乳、ホエイ、クリーム、ペットフード等
資料：動物検疫所(平成30年1月1日～12月31日(速報値))

<問合せ窓口>

■ 乳製品の検疫制度について:

乳製品の検疫開始について(動物検疫所ホームページ)
http://www.maff.go.jp/aqs/topix/dairy_products.html

(問い合わせ先)

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 国際衛生対策室
TEL: 03-3502-8295

■ 動物検疫所における輸出入手続について:

輸出・輸入する空港や港を管轄する動物検疫所
<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>



乳製品の検疫制度について



管轄する動物検疫所